

令和2年（わ）第455号 死体遺棄被告事件

被告人 レー ティ トゥイ リン

冒頭陳述要旨

令和3年6月21日

主任弁護人 石 黒 大 貴

第1 はじめに

検察官は、被告人（以下、「リンさん」という）が葬祭義務に違反し、嬰兒2名の遺体を段ボールに入れて放置したことが死体遺棄罪の構成要件に該当するとして起訴するが、リンさんは、無罪である。

リンさんの行為は、葬祭義務に違反するものでなく、埋葬のための安置である。

また、リンさんは、将来、遺体を埋葬する意思を有していたのであり、死体遺棄罪の故意はなかった。

そして、何よりも体力的・精神的に限界であった出産当日のリンさんに、葬祭義務の履行について期待可能性は存在しない。

第2 事実のあらまし

事実の経過は、次の通りである。

リンさんは、ベトナム国籍を有する若干22歳の女性である。150万円もの資金を工面し、日本に技能実習生として来日してきた。技能実習生として農園で懸命に働く中で、別の場所で技能実習生として働く男性と恋仲になってしばらくして、この男性の子を妊娠したことがわかった。

リンさんは、技能実習生という立場で妊娠をすれば、帰国させられてしまうと認識していたし、このまま帰国することになれば、母国の家族に迷惑がかかると思い、妊

娠の事実を一人で抱え込んでいた。

妊娠の事実を打ち明けられずに、リンさんは、令和2年11月14日夜から激しい腹痛に見舞われた。翌15日午前中に双子の赤ちゃんを出産したが、我が子の息はなく、亡くなっていることに気付いた。

リンさんは、目の前のわが子の亡骸をそのまま布団上に転がしておくわけにはいかなかった。リンさんは、タンスから青色と白色のタオル2枚を取り出して、目の前にある段ボールの箱に白色タオルを広げ、2人の赤ちゃんの遺体を納め、上から青色のタオルを被せた。さらにリンさんは、休息をとりながらも、2人の名前を考えて、それぞれの名前を連ねた紙に弔いの言葉を書いて、遺体の上に置いた。赤ちゃんが寒くないようにと段ボールをさらに白い段ボールに入れ、リンさんの腰の高さほどある棚の上に箱を置いた。

リンさんの一連のこの行為が、死体遺棄であると起訴されている。

第3 弁護人の主張

死体遺棄罪の保護法益は、死者に対する社会的風俗としての宗教的感情である。

過去の高裁判例では、宗教風俗上、死体の処置に関し、道義上首肯しえないような方法で埋葬、冷遇放置、隠匿する場合には、死体遺棄罪が成立するとされる。

そもそも、リンさんは、我が子の遺体をのちに埋葬するために、遺体をタオルで包むなどして段ボールの箱に入れていたのだから、リンさんの行為は遺体の冷遇放置でなく、安置である。

これに加え、検察官は、リンさんの行為を葬祭義務に違反し、遺体を放置していたとして、不作為による死体遺棄が成立する旨主張していると理解されるが、これまでの最高裁判例や裁判例に照らし、不作為による放置で死体遺棄罪が成立するのは、放置し、その場から立ち去る場合であるが、リンさんは、自室から立ち去ることも逃げることもなく、我が子の遺体と過ごしていた。

また、墓地埋葬等に関する法律（以下、「墓埋法」という）では、死後24時間以内

の火葬・埋葬が禁止されている。葬祭の終局的な行為が火葬または埋葬であるとするならば、葬祭「しなかった」ことによって起訴されているリンさんが、死産した当日に葬祭を行えば、墓理法に違反することになる。

リンさんが違反したという「葬祭義務」について、その具体的内容は、明らかになっていない。誰にも相談できずに一人で出産したその日、我が子の亡骸を目の前にして体力的にも精神的にも疲弊したリンさんに、どこまでの行動を取れば死体遺棄罪が成立しないのかという、罪刑法定主義の観点からも重大な問いが投げかけられている。

公判では、令和2年11月15日の出産した当日であるリンさんの行為を「安置」と評価される事実を本件の客観的事実及びリンさんからの話を中心として明らかにしていく。また、リンさんの出身国であるベトナムにおいても家庭内の遺体の保管という観点から適法であることをベトナム人弁護士ノエン・ホアン・トラン・ヒュウ弁護士の意見書から明らかにする。

そして、産婦人科医師で孤立出産事例にも携わる慈恵病院院長の蓮田健医師の意見書からは、孤立出産状況下におかれたリンさんの出産当日の体調やどこまでの行為を期待できたのかを明らかにしていく。

以上の事実を明らかにすべく、弁1号証から弁7号証を令和3年4月20日及び同年5月18日付証拠調べ請求書の通り請求する次第である。

以 上